

函 都 整

令和6年(2024年)3月29日

経済建設常任委員会委員 各位

都 市 建 設 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

不作為違法確認等請求事件の判決への対応について（函館市長が臨時総会の招集を行わない不作為が違法であることの確認および臨時総会の招集請求）

〔 都市建設部都市整備課 〕  
〔 電話：21-3367 〕

不作為違法確認等請求事件の判決への対応について（函館市長が臨時総会の招集を行わない不作為が違法であることの確認および臨時総会の招集請求）

## 1 原告

函館市内在住の90歳代の男性（石川稜北土地区画整理組合の組合員）

## 2 被告

函館市（代表者 函館市長 大 泉 潤）

## 3 訴訟の経過

- |                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| (1) 訴状提出日            | 令和5年（2023年）7月 5日<br>（函館地方裁判所が同日受付） |
| (2) 函館市訴状受付日         | 令和5年（2023年）7月19日                   |
| (3) 第1回口頭弁論期日        | 令和5年（2023年）9月26日                   |
| (4) 口頭弁論終結日<br>（結審日） | 令和6年（2024年）1月23日                   |
| (5) 判決日              | 令和6年（2024年）3月27日                   |

## 4 請求の内容

原告が令和5年5月25日に函館市長に対して行った、函館市石川稜北土地区画整理組合の臨時総会招集請求の申出について、函館市長が臨時総会の招集を行わない不作為が違法であることを確認する。

函館市長は函館市石川稜北土地区画整理組合の臨時総会を招集せよ。

## 5 判決の内容

- (1) 本件訴えをいずれも却下する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

## 6 市の対応

第3回口頭弁論で市が主張したことが認められた判決であることから、市としては控訴するものはない。

ただし、原告が控訴した場合は応訴する。